

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">Web-API の利用規約</p> <p>第3条（利用の届出）</p> <p>1. 本機能を利用しようとする者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により利用者情報を国税庁に届け出るものとします。</p> <p>一 「アプリケーション ID 発行届出書」を書面で提出</p> <p>二 「アプリケーション ID 発行届出情報」を公表サイトからインターネット等経由で送信</p> <p>2. （省略）</p> <p>第4条（ID の通知及び管理等）</p> <p>1. 国税庁は、前条第一項で届出のあった利用者情報を確認した上で、ID を発行し、当該 ID を書面で利用者に通知します。</p> <p>2. 利用者は、<u>通知</u>を受けた ID の管理責任を負うものとします。</p> <p>3. 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適宜の方法により速やかに国税庁に連絡するものとします。</p> <p>一 ID が第三者によって不正に利用されていることが判明した場合</p> <p>二 ID を亡失した場合</p> <p>三 ID の利用を休止する場合又は利用を再開する場合</p> <p>4. 国税庁は、前項第一号に基づく連絡があった場合又は ID が第三者によって不正に利用されている若しくは不正な利用が疑わしいと判断した場合は、本機能の利用を直ちに停止することができるものとします。</p> <p>5. <u>国税庁は、次の各号のいずれかの日から3年を経過する日までの期間、利用者が ID を使用して本機能にアクセスした事績がない場合、本機能の利用を停止することができるものとします。</u></p> <p>一 <u>最後に本機能へのアクセスがあった日</u></p> <p>二 <u>前号に該当しない場合は ID を発行した日</u></p> <p>第9条（禁止事項）</p> <p>1. 利用者は、本機能の利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。</p>	<p style="text-align: center;">Web-API の利用規約</p> <p>第3条（利用の届出）</p> <p>1. 本機能を利用しようとする者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により利用者情報を国税庁に届け出るものとします。</p> <p>一 アプリケーション ID 発行届出書を書面で提出</p> <p>二 アプリケーション ID 発行届出情報を公表サイトからインターネット等経由で送信</p> <p>2. （省略）</p> <p>第4条（ID の通知等）</p> <p>1. 国税庁は、前条第一項で届け出のあった利用者情報を確認した上で、ID を発行し、当該 ID を書面で利用者に通知します。</p> <p>2. 利用者は、発行を受けた ID の管理責任を負うものとし、第三者に譲渡、貸与又は開示してはならないものとします。</p> <p>3. 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適宜の方法により速やかに国税庁に連絡するものとします。</p> <p>一 ID が第三者によって不正に利用されていることが判明した場合</p> <p>二 ID を亡失した場合</p> <p>三 ID の利用を休止する場合又は利用を再開する場合</p> <p>4. 国税庁は、前項第一号に基づく連絡があった場合又は ID が第三者によって不正に利用されている若しくは不正な利用が疑わしいと判断した場合は、本機能の利用を直ちに停止することができるものとします。</p> <p>（新設）</p> <p>第9条（禁止事項）</p> <p>1. 利用者は、本機能の利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。</p>

改正後	改正前
<p>一 本機能の運用及び管理を故意に妨害すること</p> <p>二 本機能に対し、ウイルスに感染したファイルを故意に送信すること</p> <p>三 短時間における大量アクセスその他本機能の運用に支障を与えること</p> <p>四 以下のいずれかの内容を含むアプリケーションの作成、運営及びこれらに関するサービスを提供すること</p> <p>イ 本利用規約に違反する内容</p> <p>ロ 法令又は公序良俗に反する内容</p> <p>ハ 閲覧者に誤解を与えるおそれのある内容</p> <p><u>五 IDを第三者に譲渡、貸与又は開示すること</u></p> <p>第11条（補償） 利用者は、アプリケーション等の提供及びIDの管理について、第三者との間で生じた苦情、請求その他の紛争等については、自らの責任と負担において解決するものとし、国税庁に対していかなる責任を負担させないものとします。</p> <p>附則 本利用規約は、平成27年5月29日から施行します。</p> <p>附則（一部改正） 本利用規約は、平成29年4月3日から施行します。</p> <p><u>附則（一部改正）</u> <u>本利用規約は、平成30年12月10日から施行します。</u></p>	<p>一 本機能の運用及び管理を故意に妨害すること</p> <p>二 本機能に対し、ウイルスに感染したファイルを故意に送信すること</p> <p>三 短時間における大量アクセスその他本機能の運用に支障を与えること</p> <p>四 以下のいずれかの内容を含むアプリケーションの作成、運営及びこれらに関するサービスを提供すること</p> <p>イ 本利用規約に違反する内容</p> <p>ロ 法令又は公序良俗に反する内容</p> <p>ハ 閲覧者に誤解を与えるおそれのある内容</p> <p>（新設）</p> <p>第11条（補償） 利用者は、アプリケーション等の提供について、第三者との間で生じた苦情、請求その他の紛争等については、自らの責任と負担において解決するものとし、国税庁に対していかなる責任を負担させないものとします。</p> <p>附則 本利用規約は、平成27年5月29日から施行します。</p> <p>附則（一部改正） 本利用規約は、平成29年4月3日から施行します。</p>